

東京ビッグサイト駐車場管理規程(平成28年10月1日改正)

目 次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 利用（第9条－第15条）
- 第3章 駐車料金及び算定等（第16条－第21条）
- 第4章 引取りのない車両の措置（第22条－第25条）
- 第5章 責任及び損害賠償（第26条－第28条）
- 第6章 雑則（第29条－第30条）

第1章 総則

（通則）

第1条 株式会社東京ビッグサイトが設置する駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項については、この規程の定めるところによる。

（名称、所在地等）

第2条 駐車場の名称、所在地及び駐車場規模は、別表第1のとおりとする。なお、以下、本規程における駐車場名称は、東京ビッグサイト名を略して表記する。

（契約の成立）

第3条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（駐車スペースの提供）

第4条 駐車場は、短時間駐車のためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両を預かるものではない。

（営業時間）

第5条 駐車場の営業時間は、別表第2のとおりとする。

（利用期間）

第6条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く）は、駐車券を受け取った時間、または駐車料金を支払った時間から、当日の駐車場営業終了時間までとする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場の管理者たる株式会社東京ビッグサイト（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第7条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないとして認められる場合
- (3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第8条 駐車場に駐車することのできる車両は、別表第3のとおりとする。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第9条 会議棟地下駐車場、東棟地下駐車場及び東棟屋外臨時駐車場の入出等については、次のとおりとする。

- (1) 車両が入庫するときは、駐車券発券機において駐車券を受け取り、空いている駐車位置もしくは係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。
- (2) 車両が出庫するときは、全自動料金精算機及び出口管理ブースにおいて駐車券を挿入もしくは係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。
- (3) 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券を駐車券発券機及び全自動料金精算機に挿入した後、入出庫するものとする。

2 有明東臨時駐車場、東雲臨時駐車場、G1臨時駐車場の入出等については、次のとおりとする。

- (1) 車両が入庫するときは、入口管理ブースにおいて駐車料金を支払い、空いている駐車位置もしくは係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。
- (2) 車両が出庫するときは、指定された出口より出庫するものとする。

3 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を変更及び閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第10条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第11条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 常に歩行者の安全を図ること。
- (2) 場内では徐行し、追い越しをしないこと。

- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第12条 前条に掲げるものの他利用者は駐車場において次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火気を使用したりしないこと。
- (2) ゴミ汚物等を捨てないこと。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 車両内外に貴重品、その他の物品等を放置しないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (7) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (8) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等、秩序を乱す行為をしないこと。
- (9) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第13条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり、取り付けたりしているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第14条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

(事故に対する措置)

第15条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車

両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金及び1回毎駐車料金)

第16条 車両1台につきの駐車料金は、別表第4第1項のとおりとする。

(駐車料金の減免)

第17条 管理者は特に必要と認めたときは、駐車料金を減免することができる。

(身体障害者等割引)

第18条 利用者は、次の各号に該当する事実を証明するものを呈示した上で、本人確認ができた場合は、その者が乗車する自動車(ただし、営業行為の一環として使用する車両及び全長6mを超える大型車両を除く。)の駐車料金については、第16条の規定にかかわらず、別表第4第2項の適用を申し出ることができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の定めるところにより身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年民児精発第58号)の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている者
- (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の定めるところにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(時間制駐車料金における駐車時間)

第19条 会議棟地下駐車場、東棟地下駐車場及び東棟屋外臨時駐車場の利用にあたって、時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

(定期駐車券)

第20条 会議棟地下駐車場、東棟地下駐車場及び東棟屋外臨時駐車場の定期駐車券(以下「パスカード」という。)は、当社のテナント業者及び保守管理業者に対して、当社の業務担当者が必要であると認めたものに限り、定期駐車券発行申請書(以下「パスカード申請書」という。)に基づき発行するものとする。ただし、その有効期限は最長1年間とし、有効期限(原則として4~3月)終了間近に引き続き利用する必要があるときは、当社の業務担当者からのパスカード申請書に基づき、その都度更新するものとする。

なお、パスカードの発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

- 2 パスカードによる駐車場の利用等については、次に定めるところによる。
 - (1) パスカードは、譲渡し、又は転貸してはならない。
 - (2) 駐車場が満車であるときは、パスカード利用者に対して駐車を断ることがある。
 - (3) パスカード利用者は、車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。
 - (4) パスカード利用者がパスカード申請書において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
 - (5) パスカード利用者が、駐車場で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、パスカードを回収することができる。

(不正利用者に対する割増金等)

第21条 時間制利用者(パスカード利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したとき、又は無断で日をまたがった駐車をした場合、管理者は所定の駐車料金のほかに、その2倍額の割増金を収受する。

- 2 パスカード利用者が、次の方法によりパスカードを不正使用した場合、管理者はパスカードを無効として回収する。
 - (1) パスカード申請書において記載した車両以外の車両の駐車についてパスカードを利用した場合
 - (2) カード面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
 - (3) 有効期限以外の時間にパスカードを不正に使用した場合

第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第22条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第6条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、又はパスカード利用者が有効期限の終了、又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされ

ないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

- 4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第23条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第24条 管理者は、第22条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第25条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から1カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 責任及び損害賠償

(利用者に対する管理者の責任)

第26条 管理者は、短時間駐車のためのスペースを有償で提供にあたり、善良な管理者としての注意を怠ったと認められる場合を除いては、その車両の滅失または、損傷について、一切賠償の責を負わない。

- 2 管理者は、駐車する車両の積載物及び取付物並びに車内に留置された物品に関する損害については、一切賠償の責を負わない。

(免責事由)

第27条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他
駐車場内における事故
- (4) 第7条の規定による営業停止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

(損害賠償)

第28条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第29条 この規程に定めない事項については、法令条例等の規定に従って処理する。

(その他)

第30条 特段の事情がある場合は、別途処理することが出来る。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

別表第1（第2条の関係）

区分	名 称	所在地	駐車規模
路外駐車場	会議棟地下駐車場	東京都江東区有明3丁目11番1号	62台
	東棟地下駐車場	東京都江東区有明3丁目10番1号	188台
その他駐車場	東棟屋外臨時駐車場	東京都江東区有明3丁目	1932台
	有明東臨時駐車場	東京都江東区有明3丁目37番6号	330台
	東雲臨時駐車場	東京都江東区東雲2丁目19番7号	460台
	G1臨時駐車場	東京都江東区有明3丁目1番17号	300台

（注）路外駐車場とは、駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）第2条第2号に定める駐車場をいう（以下同じ）。

別表第2（第5条の関係）

区分	名 称	営業時間
路外駐車場	会議棟地下駐車場	7時から23時まで
	東棟地下駐車場	
その他駐車場	東棟屋外臨時駐車場	7時から18時まで ただし、出庫については23時までとする。
	有明東臨時駐車場	8時から18時まで
	東雲臨時駐車場	但し、出庫については23時までとする。
	G1臨時駐車場	

別表第3（第8条の関係）

区分	名 称	長さ(以下)	幅(以下)	高さ(以下)	地上最低高	重量
路外駐車場	会議棟地下駐車場	5.3m	1.9m	2.5m	13cm以上	2.5t以下
	東棟地下駐車場	5.3m	1.9m	2.1m	13cm以上	2.5t以下
その他駐車場	東棟屋外臨時駐車場	特に制限は規定しないが、状況による都度の判断とする。				
	有明東臨時駐車場					
	東雲臨時駐車場					
	G1臨時駐車場					

別表第4

1 駐車料金（第16条の関係）

区分	名 称	駐車料金（消費税を含む）
路外駐車場	会議棟地下駐車場	250円／30分、1日最大2,000円
	東棟地下駐車場	250円／30分、1日最大2,000円
その他駐車場	東棟屋外臨時駐車場	乗用車等小型車両：250円／30分、1日最大1,500円 バス、トラック等大型車両(全長6mを超える車両)：500円／30分、1日最大4,000円 二輪車：300円／1回
	有明東臨時駐車場	乗用車等小型車両：1,500円／1回、16:00以降500円／1回 バス、トラック等大型車両(全長6mを超える車両)：4,000円／1回
	東雲臨時駐車場	二輪車：300円／1回
	G1臨時駐車場	

※別表第2に定めるところの営業時間以外の駐車料金については、各駐車場の最大料金をとする。各駐車場の最大料金は別表第4に定める駐車料金の1日最大料金を準用する。

2 駐車料金（身体障害者割引）（第18条の関係）

区分	名 称	駐車料金（消費税を含む）
路外駐車場	会議棟地下駐車場	免除（当日限り）
	東棟地下駐車場	免除（当日限り）
その他駐車場	東棟屋外臨時駐車場	免除（当日限り）
	有明東臨時駐車場	乗用車等小型車両：免除（当日限り）
	東雲臨時駐車場	バス、トラック等大型車両(全長6mを超える車両)：4,000円／1回（免除無し）
	G1臨時駐車場	二輪車：免除（当日限り）